

広島県告示第四百四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十五年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行つた者の名称

三次市

二 調査を行つた期間

平成十九年六月から平成二十一年二月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

三次市作木町大畠の一部

五 認証年月日

平成二十五年五月九日